

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

項目名	東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長								
税目	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条第 1 項、同法施行令第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号並びに第 2 項第 2 号及び第 5 号）								
要望の内容	<p>（措置対象） 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）」を踏まえ、当該適用期限を 5 年間（令和 12 年度まで）延長することを要望する。</p>								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ － 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）	
平年度の減収見込額	－ 百万円								
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）								
（改正増減収額）	（ － 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、沖縄振興開発金融公庫が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本政策金融公庫等では被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の復興状況にあわせて、被災地域の資金需要に適切に応えていく必要性から「東日本大震災復興特別貸付」等に係る契約書の印紙税非課税措置の延長を予定している。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における政策金融機能を総合的・一元的に実施する総合政策機関としての機能を発揮するため、日本政策金融公庫等で措置されている制度と同様の措置を取る必要がある。</p> <p>また、現時点において非課税対象となっている特別貸付けが存在しており、当該顧客による契約更改（条件変更）が行われることも想定されることから、非課税措置を延長することを要望する。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 10. 沖縄政策 施策 10. 沖縄振興に関する施策の推進
		政策の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。
	有効性	政策目標の達成状況	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等への資金繰りの支援に寄与している。
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	印紙税の非課税措置は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の制定時より沖縄興開発金融公庫を含む各政府系金融機関において全国一律に適用されているところである。また、当該措置が適用される特別貸付けの対象者は、現在も存在していることから、今後、新規貸付が発生する可能性や、非課税措置の残債の条件変更（契約更改）の可能性がある。	

		<p>したがって、課税の公平性の観点から、引き続き、他の政府系金融機関と同様に措置する必要があるため、延長要望するものである。</p> <p>なお、当該非課税対象は東日本大震災に関する特別貸付けに限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。</p>																																																						
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>東日本大震災に関する特別貸付けの制度創設以降、以下5債権（債権総額 7,600 万円）が非課税措置対象となっており、その適用実績（非課税額）は 72,400 円である。また、非課税措置の適用対象となる残債権数・残債権額は、3債権・41,103 千円である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非課税額</td> <td>12,400</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非課税額</td> <td>40,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>非課税額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>72,400</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	適用件数	2	—	—	1	—	非課税額	12,400	—	—	20,000	—		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	適用件数	2	—	—	—	—	非課税額	40,000	—	—	—	—		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計	適用件数	—	—	—	—	5	非課税額	—	—	—	—	72,400
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																																		
	適用件数	2	—	—	1	—																																																		
	非課税額	12,400	—	—	20,000	—																																																		
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度																																																		
	適用件数	2	—	—	—	—																																																		
非課税額	40,000	—	—	—	—																																																			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計																																																			
適用件数	—	—	—	—	5																																																			
非課税額	—	—	—	—	72,400																																																			
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租特透明化法の適用実態調査の対象外である。</p>																																																							
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。</p>																																																							
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。</p>																																																							
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援した。</p>																																																							
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本措置は、東日本大震災の被災者等の租税負担の軽減等を図る目的で「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。令和3年度税制改正においては、令和3年3月末となっていた期限を令和8年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p>																																																							